(様式第３)

号

　令和　　年　　月　　日

　様

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　柏木　孝夫

令和５年度温暖化対策促進事業費補助金（クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業）

変更交付決定通知書

　令和５年　月　日付けで変更交付申請のありました令和５年度温暖化対策促進事業費補助金（クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業）については、令和５年度温暖化対策促進事業費補助金（クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業）交付規程（令和５年５月８日制定。以下「交付規程」という。）第６条第１項の規定に基づき、令和５年　月　日付け交付決定通知（交付決定番号　　　　）で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定しましたので、通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる補助事業及びその内容は、令和５年　月　日付変更交付申請書のとおりとします。

２．変更交付決定番号

３．変更後の補助事業に要する経費、補助金対象経費及び補助金の額は以下のとおりとします。

（１）補助事業に要する経費　　　　　　　　　　円

（２）補助金対象経費　　　　　　　　　　　　　円

（３）補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　円

４．交付を行う補助金の額は、上記３.（３）に記載の金額を上限とします。実際に支払う補助金は完了実績報告書(様式第１１)に基づき確定します。

５．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、温暖化対策促進事業費補助金（クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業）交付要綱（令和４年７月１５日制定（２０２２０７１１財産第１号）及び令和５年３月２８日改正（２０２３０２１０財産第１号））、令和５年度クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業に係る指定外部評価機関の公募について（公募要領）、令和５年度クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業（トランジション・ボンド／ローンで資金調達する際に必要となる第三者評価の費用に対する補助）の公募について（公募要領）及び交付規程に従わなければなりません。

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先部署名： 担当者名： ＴＥＬ：E-mail： |